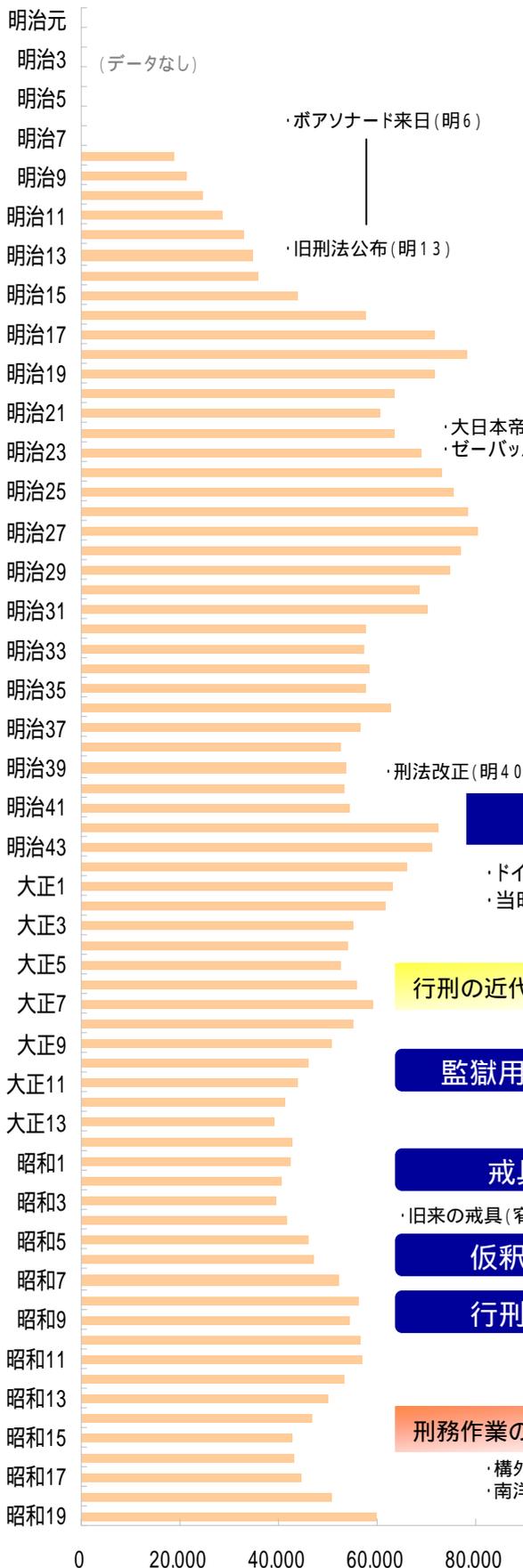


日本行刑の歴史

(明治初期～戦中)

(行刑施設の年末収容人員)



監獄則・監獄則図式頒布 (明5)

・イギリス植民地 (香港・シンガポール) の行刑制度にならったもの。
(緒言) 獄は人を仁愛する所以にして人を残虐する者に非ず...

監獄則 (明14)

・フランス・ベルギーの行刑制度にならったもの。



ゼーパッハ

監獄則改正 (明22)

・大日本帝国憲法発布 (明22)
・ゼーパッハ来日 (明22)



東京集治監 (明治12年開庁)



小河滋次郎

監獄法公布 (明41)

・ドイツ監獄学の影響
・当時、世界でも数少ない法律による行刑規則

行刑の近代化の推進

監獄用語の改正 (大11~13)

(改正例)
「監獄」「刑務所」「監獄局」「行刑局」
「獄務」「刑務」「男監・女監」「男区・女区」
「監獄法規」「行刑法規」「入監・入獄・収監」「收容」

戒具の見直し (昭3)

・旧来の戒具 (窄衣, てい, 異式手錠) の廃止

凶悪犯集禁制の廃止 (昭5)

仮釈放審査規程 (昭6)

「炭鉱監獄」の廃止 (昭6)

行刑累進処遇令 (昭8)

少年行刑教育令 (昭8)

無戒具による構外作業 (昭9~)

刑務作業の軍需作業への利用

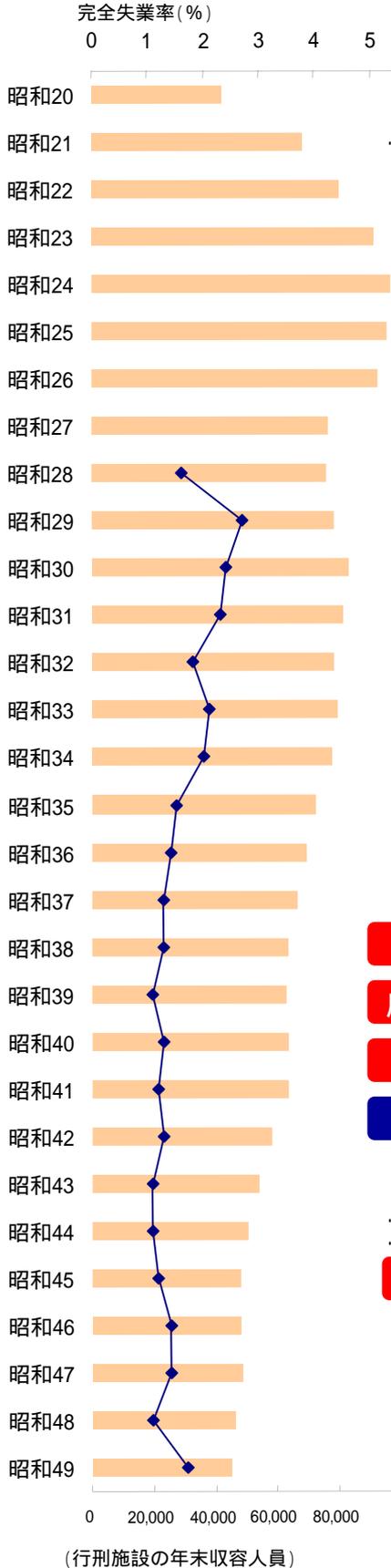
・構外軍事土木作業・造船作業
・南洋諸島の飛行場建設等

戦争による職員の不足

「特警員制度」の一般化

日本行刑の歴史

(戦後～昭和40年代)



戦後混乱による犯罪の激増

過剰収容の発生

- ・食料危機・保健医療体制の不備
- ・多数の被収容者の死亡
- ・逃走、暴動・騒じょうの多発

・日本国憲法公布(昭21)

監獄法運用の基本方針二関スル件

3つの柱…「**人権尊重**」、「**更生復帰**」、「**自給自足**」

アメリカの「矯正(Correction)」の影響

宗教教誨制度の改革

受刑者分類調査要綱(昭23)

視覚及び聴覚教育に関する規程(昭23)

- ・矯正管区による収容区分の指定
- ・施設の特特殊化(医療刑務所・女子刑務所等)

通信教育実施基準(昭24)

収容者に対する篤志家の面接指導基準(昭28)

松本少年刑務所に桐分校設置(昭30)



函館少年刑務所「少年北海丸」

初の在監者訴訟(昭29)

- ・各種不服申立ての激化
- ・法律の不備への批判

- ・職員の士気低下
- ・保安秩序の弱体化
- ・衆情の悪化

処遇の改善・保安管理体制の再構築へ

武道奨励・護身術制定

保護房の整備

訟務担当者制度創設(昭35)

「主任看守」制度の採用

- ・工場担当職員の優遇措置

広島拘置所規律びん乱事件(昭37～38)

広島刑務所暴力団受刑者殺人事件(昭38)

松山刑務所事件(昭39～41)

監獄法施行規則の一部改正(昭41)

- ・新聞紙・図書閲読制限の撤廃
- ・交談禁止の解除
- ・調髪の改善
- ・衣服・食事の改善等

- ・公安関係事件の多発
- ・公安関係者の多数入所

対監獄闘争

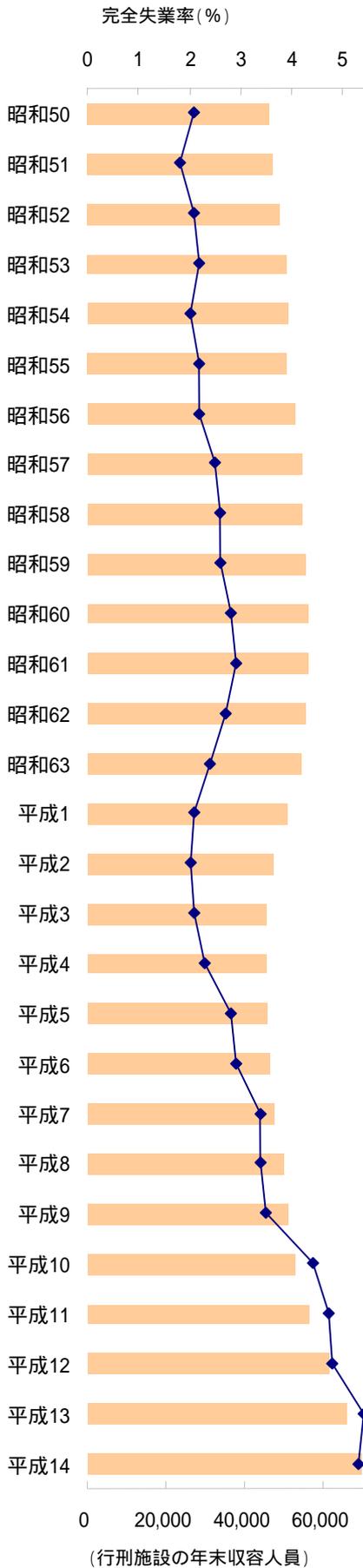
受刑者分類規程(昭47)

- ・処遇分類級の新設
- ・処遇の個別化の推進

戦後行刑の総決算・監獄法改正作業へ

日本行刑の歴史

(昭和50年以降)



監獄法の改正に向けた動き

監獄法改正を法制審議会に諮問

監獄法改正の骨子となる要綱

刑事施設法案

東京拘置所面会室けん銃発砲事件

福岡刑務所散弾銃密造事件

CAPIC発足(昭58)

名古屋刑務所職員宿舍けん銃発砲事件

国会上程

国会解散・廃案

一部修正・国会再上程

行刑運営の改善

刑務官職務規程(平3)

懲罰手続規程(平4)

東京拘置所イラン人被収容者7名逃走事件

刑執行開始時の指導及び訓練に関する規程(平6)

矯正施設文書取扱規程(平8)

被収容者の領置物の管理に関する規則(平9)

過剰収容の発生

被収容者に係る物品の給与、貸与、自弁等に関する省令(平14)